

東京税理士会
日本橋支部・京橋支部合同開催
地方税説明会

事業所税の申告について

1

令和6年10月15日
東京都中央都税事務所
事業税課

本日の流れ

2

1 事業所税のあらまし

- (1) 事業所税とは
- (2) 課税のしくみ
- (3) 申告書受付（所管）都税事務所

2 事業所税の申告

- (1) 事業所税の納付申告
- (2) 事業所税の免税点以下申告
- (3) 事業所等の新設・廃止申告
- (4) 事業所用家屋の貸付等申告

3 電子申告のご案内

1 事業所税のあらまし

3

(1) 事業所税とは①

- 都市環境の整備に充てる財源を確保するために、昭和50年に創設された目的税
- 課税客体である「事業」に要する事業所等の床面積や従業者の規模に応じて課税（申告制度）
- **納付等申告**のほか、**事業所等新設・廃止申告**、**事業所用家屋貸付等申告**によって、事業所等の規模を把握し、適正・公平な課税につなげている。
- 指定都市等、地方税法で定められた都市においてのみ課税される**市町村税**
→特別区（東京23区）は特例として、**23区内を1つの課税区域とする都税**

1 事業所税のあらまし

4

(1) 事業所税とは②

● 軽減措置の種類が多い

非課税、特例（税額一定割合控除）のほか、東京都都税条例に基づく様々な減免制度がある。

「事業所税の手引」 p.60～68参照

【主な例】

非課税：勤労者の福利厚生施設

特 例：ホテル営業用施設、タクシー事業用施設

減 免：ビルメンテナンス業用施設、

災害等により損害を受けた家屋

1 事業所税のあらまし

5

(2) 課税のしくみ

| 課税区分 | 資産割 | 従業者割 |
|--------|---|---|
| 課税対象 | 事業所等で行われる事業 | |
| 納税義務者 | 事業を行う法人又は個人 | |
| 課税標準 | 事業所床面積 | 従業者給与総額 ^{注(2)} |
| 税率 | 1㎡につき600円 | 100分の0.25 |
| 申告納付期限 | 法人・・・事業年度 ^{注(3)} 終了後2か月以内（延長制度はありません） 個人・・・翌年の3月15日まで | |
| 免税点制度 | 23区内の合計事業所床面積 ^{注(4)} が1,000㎡以下の場合、課税になりません。 (申告は800㎡超から必要です。) | 23区内の合計従業者数が100人以下の場合、課税になりません。 (申告は80人超から必要です。) |
| | ※免税点の判定は、資産割、従業者割それぞれについて行います。判定の基準日は課税標準の算定期間（法人の場合は事業年度、個人の場合は原則として1月1日から12月31日までの期間）の末日時点です。 | |

(事業所税の手引：p.5)

1 事業所税のあらまし

6

(3) 所管都税事務所

特別区（23区）を4ブロックに分割

主たる事業所等の所在地を所管する都税事務所へ申告

◆千代田都税事務所

千代田区、文京区、北区、荒川区、足立区

◆中央都税事務所

中央区、台東区、墨田区、江東区、葛飾区、江戸川区

◆港都税事務所

港区、品川区、大田区

◆新宿都税事務所

新宿区、目黒区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、板橋区、練馬区



(事業所税の手引：p.77)

2 事業所税の申告

7

(1) 事業所税の納付申告①

算定期間の末日時点で免税点を超える方は納付申告となります。

【免税点】（非課税分を除く）

- 資産割：23区内事業所床面積 合計1,000㎡
- 従業者割：23区内従業者数（役員含む）合計 100人

高齢者（年齢65歳以上の者）及び障害者については、
従業者から除かれます。（いずれも役員除く）

（事業所税の手引：p.11）

（事業所税の手引：p.30、p.33～43）

2 事業所税の申告

8

(1) 事業所税の納付申告

免税点判定の例外措置

【みなし共同事業】

事業を行っている会社と、関係会社（親・子・兄弟会社）等の事業が**同一家屋で行われている場合は**、関係会社分の床面積あるいは従業者数を合算して免税点判定を行う場合があります。

※「みなし共同事業に関する明細書」を添付

（事業所税の手引：p.19～29、p.48～49）

2 事業所税の申告

(2) 事業所税の免税点以下申告

免税点判定で免税点以下となった場合でも、次の場合は申告書のみ提出が必要です。

- I 前事業年度において事業所税の納付申告を行っていた場合
- II 算定期間の末日時点で**免税点を超えないが、以下の床面積あるいは従業者数を超える**場合

資産割：23区内事業所床面積 合計800m²

従業者割：23区内従業者数（役員含む）合計 80人

（事業所税の手引：p.30、p.44～45）

2 事業所税の申告

(3) 事業所等の新設・廃止申告

(1) 申告義務者

事業を行う者

(2) 要件と申告期限

事業所等を新設又は廃止した場合

・・・新設又は廃止した日から **1月以内**

(3) 申告先

新設又は廃止した事業所等の所在地※を

所管する都税事務所

※「主たる事業所等の所在地」ではありません。

（事業所税の手引：p.30、p.50～51）

2 事業所税の申告

11

(4) 事業用家屋の貸付等申告

(1) 申告義務者

事業所用家屋の貸付けを行う者

・・・オーナー（所有者）、転貸オーナー

(2) 要件と申告期限

①新たにテナント等に貸し付けた場合

・・・貸付日から**2月以内**

②既に申告した事項に**異動**が生じた場合

・・・異動日から**1月以内**

(3) 申告先

事業所用家屋の所在地※を所管する都税事務所

※「主たる事業所等の所在地」ではありません。

(事業所税の手引：p.30、p.52～59)

12

3 電子申告のご案内①

- ▶ 電子申告、電子申請・届出、電子納税の手続をオフィスや自宅のパソコンから行うことができます。
- ▶ 利用届出を決算日の1月前までに行えば、プレ申告データ※をダウンロードして利用することができます。
※前回申告した事業所データが別表に記載されます。
- ▶ 複数の地方公共団体に一括で電子納付することが可能です。
- ▶ 令和5年4月からPCdeskでクレジットカードによる納付が可能となりました。

詳細は、eLTAXホームページをご覧ください。



利用可能な手続



| 電子申告 | 電子申請・届出 | 電子納税 |
|-------------------------------------|--------------------------------------|---------------|
| 納付申告 修正申告 免税点以下申告 事業所用家屋貸付等申告 | 事業所等新設・廃止 減免申請 みなし共同事業に関する明細 等 | 本税 延滞金 加算金 |

「事業所税新設・廃止申告書」 についての注意点

- 事業所床面積の記載もれがないようお願いします。
※ 共用面積は建物オーナー様におたずねください。

法人事業税・都民税の「異動届出書」等とお間違えのないようお願いします。

お問い合わせ先

《事業所税の内容について》

中央都税事務所 事業税課

事業所税第一班・第二班

☎ 03-3553-2151 (代表)

受付時間 平日8時30分～17時

ご清聴ありがとうございました



事業所税マスコットキャラクター びるお